

介護保険料の減免(新型コロナウイルス感染症関係)等判定の流れ

減免の対象となる可能性があるか確認をお願いします。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った。
- ② 世帯の主たる生計維持者の事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかの収入が前年と比べて10分の3以上減少する見込みである。

※世帯の主たる生計維持者の令和3年中の合計所得金額および②の対象の所得が0円やマイナスの場合は減免対象外

